

## 買受人の承認及び手続きについて

買受人の申請に係る承認については、大阪鶴見花き地方卸売市場業務規程第24条に基づき、開設者の（株）大阪鶴見フラワーセンターが行いますが、事前審査として卸売業者は同条に規定する資力、信用、知識及び経験を有する者の認定について次の基準により審査判断して行うものとします。

1. 原則として、年令満20歳以上の者で、市場の取引業務に3年以上従事し、かつ、花き取引の評価の経験を有すること。

申請者が法人（これに準ずる者を含む。）である場合は、当該法人のため常時売買に参加する者が、前記の資格を具備していること。

2. 業務資金として200万円以上を有すること。
3. 大阪府内等の花き市場関係業者との取引において、未払金がないこと。
4. 当市場の取引業務に継続して参加できること。

取引休止が長期に亘るなどの場合には、取引契約の解除や取引中止の措置をとることがあります。

5. 申請にあたっては、別に定める書類の提出をお願いします。
6. 卸売業者における事前審査を経た上で、開設者が業務規程に基づき買受人承認することとなります。審査（契約させていただくか否かの判断）には、申請書の提出があつてから1ヵ月程度かかります。

なお、卸売業者との間で商品取引基本契約を締結することになった場合は、契約書、約定書、差入書、取引保証金100万円（仲卸1千万円）の振込受取書を当組合から連絡後1ヵ月以内に提出していただきます。その期間内に契約関係書類の提出がない場合は、申請手続関係書類全てが無効となります。

また、当初の3ヵ月間は、取引当日に商品代金を現金決済することになっております。

7. 取引保証金を差し入れない「前渡金契約」を希望される場合は、両卸に幾らかの取引額の入金をされてから契約手続きを行います。この場合も、当組合から連絡後1ヵ月以内に指定する口座に入金することや期間内に関係書類の提出がない場合は、申請手続関係書類全てを無効とします。

(株) なにわ花いちば

(株) JF 鶴見花き

鶴見花き卸売市場協同組合

TEL 06-6914-2055 FAX 06-6914-3050

## 買受人の承認申請提出書類

提出書類		個人	法人	備考
1	買受人承認申請書	●	●	
2	店舗所在地	●	●	
3	定款(規約)		○	
4	登記簿謄本		○	3ヵ月以内のもの
5	決算報告書(写)		○	直近のもの
6	買受人の要項	●	●	法人(1)及び(2)、個人(3)及び(4)
7	事業計画書	●	●	申込年度と翌年度の経営計画
8	現在までの取引(仕入)実績	●	●	過去3年間の取引業務
9	印鑑証明書(買受人)	○	○	3ヵ月以内のもの
10	預金残高証明書又は通帳の写	○	○	残額200万円以上で申請日より1週間以内のもの
商品取引基本契約書締結に至った場合に下記の書類を添付する				
11	商品取引基本契約書	●	●	収入印紙は、卸会社と折半します。 <u>2千円の収入印紙を貼って割印してください</u>
12	約定書	●	●	
13	差入書(連帯保証人)	●	●	自筆署名
14	印鑑証明書(連帯保証人)	○	○	3ヵ月以内のもの
15	取引保証金受取書(写)	○	○	銀行振込受取書のコピー、前渡金契約は必要無し
16	買受人申請書(仲間組合へ提出)	●	●	仲間組合との買受を望む方

注1) ●は、用紙をお渡しします。

2) ○は、申請者で用意して下さい。

3) 提出書類の印欄は、印鑑証明書の登録印を使用して下さい。

申請書の提出は、必ず事前に下記協同組合へ連絡してください。

〒538-0031

大阪市鶴見区茨田大宮二丁目7番70号

鶴見花き卸売市場協同組合

TEL 06-6914-2055

FAX 06-6914-3050